



PwCベトナムニュースブリーフ

新CIT法の重要な変更点

2025年6月





ご一読ください

国会は、CIT新法を承認しました。新CIT法は、2025年10月1日から施行され、2025年度以降の課税年度に適用されます。

改正案の重要な変更点は以下の通りです。

一般規定

1. 電子商取引やデジタルプラットフォーム

電子商取引やデジタルプラットフォームを利用してベトナムで商品・サービスを提供する外国企業は、新法人税法の適用範囲に正式に含まれるようになりました。また、これらのプラットフォームは恒久的施設定の義にも正式に含まれるようになり、二重課税防止協定の適用免除の申請に影響を与える可能性があります。

2. 国外源泉所得への課税のタイミング

新CIT法では、国外源泉所得に対する課税は、従来の送金時ではなく、発生時に行われます。ベトナム企業は、海外で支払ったCITを控除することができます。

3. 国際税務規則への準拠

新CIT法は、ベトナム国内で発生した所得に対する課税権に関して政府がより有利なOECD/国連規則を実施することを認めることにより、国際的な税制の発展を認めています。

4. 免税対象となる所得

新たな免除対象には、初期炭素クレジットおよびグリーンボンド（環境問題の解決に貢献される事業のために発行される債権）の譲渡収益、グリーンボンドの利息、直接的な国家予算支援、政府によって設立された投資支援基金からの収益が含まれます。

5. 課税所得の算定および損失の相殺

不動産または投資プロジェクトの譲渡による損失は、税制優遇措置の対象となる事業による所得を除き、他の事業活動による課税所得と相殺できるようになりました。鉱業プロジェクトの譲渡による所得は、引き続き別途申告する必要があります。

6. 税率

標準法人税率は20%のままです。ただし、中小企業向けには新たな段階税率が導入され、年間売上高が30億ドンまでの場合は15%、30億ドンから500億ドンの場合は17%となります。重要な点として、これらの軽減税率は、大企業の関連会社となる中小企業には適用されません。みなし法人税率は、中小企業、売上高は特定できるものの費用が不明瞭な協同組合、およびベトナム源泉所得を有する外国企業に適用されます。具体的なみなし税率は、近日中に発布される政令で概説されます。

7. 新CIT法の優先順位

新CIT法では、他の法律（資本法および特別なメカニズム/ポリシーに関する国会決議を除く）のCITインセンティブに関する矛盾する規定に取って代わります。

CITの優遇措置

新CIT法では、優遇措置の対象となる業種、所在地、利用可能な法人税優遇措置に関して、既存の優遇措置制度に大幅な変更をもたらします。主な変更点は以下の通りです。

01 優遇措置が適用される分野の拡大

以下のいくつかの新たな分野が、CITの優遇措置が適用対象となります。

- 特定のデジタル技術に関する製品/サービス、半導体チップの研究開発/設計/製造/パッケージング/テスト、AIデータセンター
- 自動車の生産及び組立
- 中小企業支援サービス（技術サポート、育成、コワーキングスペース）

02 特定の優遇措置の削除・軽減

- 工業団地は立地に基づく優遇措置の対象外となります。これにより、工業団地における新規投資プロジェクト／事業拡大は、2年間の免除および4年間の減額の対象ではなくなります。
- 指定された社会経済的困難地域／特に社会経済的困難地域に所在しない経済特区に対する優遇措置は削減されます。
- 投資資本が6兆ドン以上の新規投資プロジェクトは、優遇対象セクターのリストから削除されます。

03 拡張投資プロジェクトに関する規定

投資プロジェクトの拡張（規模の拡大、能力の増強、技術革新、または優遇措置対象地域/セクターにおける環境改善）には、元のプロジェクトに適用されていた優遇措置の残りを適用することができます。これらの優遇措置が失効した場合、一定の条件を満たす場合、同じ地域/セクターにおける新規投資プロジェクトに適用される優遇措置（優遇税率の適用なし）が適用される場合がありますが、その場合は会計処理を分ける必要となります。

04 祖父条項および経過措置

新CIT法では、祖父条項が維持されており、既存の投資優遇措置を受けている企業は、その優遇措置を維持したり、要件を満たせば新しい優遇措置に切り替えたりすることができます。重要なのは、この法律がこれまで優遇措置の対象となっていなかったプロジェクトも対象に含めることで、優遇措置を適用できる範囲を拡大していることです。これは、従来の規制からの大きな変更点です。



損金算入とされる費用

新法では、損金算入に関する規定に重要な変更が加えられています。

01 拡張された損金算入項目

- 追加的な研究開発費控除：研究開発費は、実際に発生した費用以上に、損金算入が可能となります。具体的な控除率は政府によって設定されます。
- 課税所得への対応条件の緩和：課税所得に直接対応していない場合でも、損金算入対象となる費用が新たに設定されました。これには、科学研究、技術開発、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションへの投資、事業活動を支える公共インフラへの貢献、温室効果ガス排出削減（ネットゼロ・イニシアチブ）および事業活動に関連する汚染防止に関する費用が含まれます。

02 損金不算入項目

- 法的準拠要件を満たさない活動に関する費用：特定の法的要件（専門法に基づく条件および内容制限）を満たさない活動に係る費用は、損金不算入となります。これは、税務当局が長年行ってきた慣行を事実上明文化したものです。
- 利息費用の制限：民法上の金利上限（現在20%）を超える非信用機関からの借入金の利息は、控除対象外となります。ベトナム国家銀行の金利に連動していた従来の基準は廃止されます。
- 非現金支払の控除限度額である2,000万ドンが撤廃されます。今後発布される政令により、この控除限度額はVAT規則に準拠することになります。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn